
食品産業特定技能協議会への 加入申請方法についてのガイドブック 【外食業分野編】

特定技能外国人を受け入れる事業者の皆さまへ

農林水産省大臣官房

新事業・食品産業部

令和8年8月31日改訂

目次

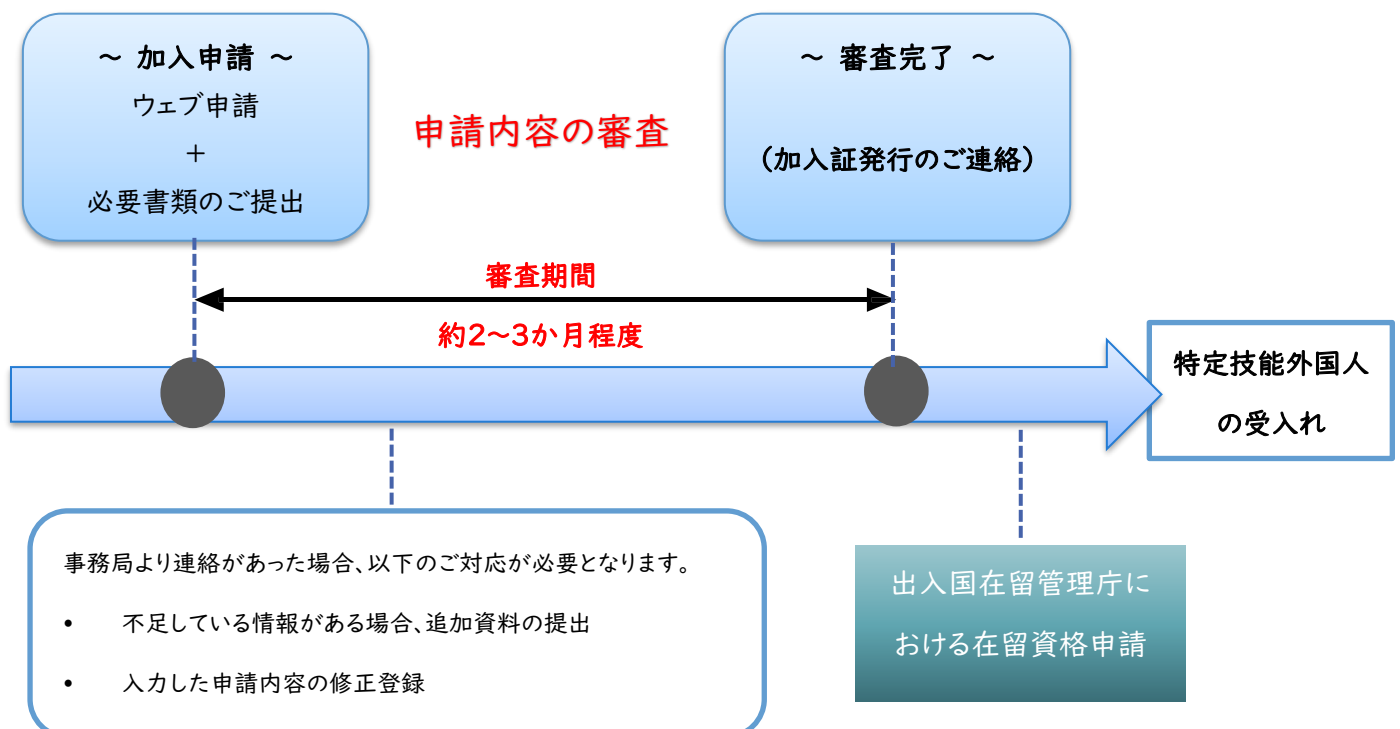
1 食品産業特定技能協議会への加入手続の流れについて	1
2 外食業分野の制度について	2
3 協議会加入申請手続について	3
(1) 協議会ウェブサイトより加入申請	3
(2) 協議会からのメール受領から必要書類の提出まで	7
(3) ～宿泊業者の皆様へ～ 必ずご一読ください	13
4 加入証発行について	15
(1) 加入証の送付	15
(2) 登録内容の変更	15
(3) 受入れ分野の追加	15
5 FAQ	16
6 お問い合わせ先	16

1 食品産業特定技能協議会への加入手続の流れについて

- 特定技能外国人材を受け入れようとしている事業者※の皆さまは、出入国在留管理庁に在留資格申請を行う必要がありますが、その前に食品産業特定技能協議会（以下、「協議会」という。）へ加入し、その加入証を在留資格申請に添付する必要があります。

※ 特定技能外国人を受け入れる事業者は、「所属機関」または「受入れ機関」といいます。
協議会は、飲食料品製造業分野及び外食業分野における制度の適正な運用を図ることを目的として設立された、農林水産省が運営する組織です。

- 加入手続はウェブ申請により行い、その後、協議会から送付されるメールにて、必要書類をご提出いただく必要があります。
- **必要書類のご提出から**加入証発行のご連絡まで、現在、約2～3か月程度のお時間をいただいております。



2 外食業分野の制度について

在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる制度です。外食業分野の制度資料をご確認の上、ご申請ください。

- 農水省ウェブサイト 外食業分野の受入れについて(制度全般):
[外食業分野における外国人材の受入れについて:農林水産省](#)
- 【重要】外食業分野における1号特定技能の受入れ停止措置について: [gaikokujinzai-111.pdf](#)
- 外食業分野における 特定技能外国人制度について(概要資料): [gaikokujinzai-108.pdf](#)
- 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について(令和7年5月30日一部改正): [gaikokujinzai-103.pdf](#)

➤ 特定技能外国人材制度相談窓口(無料)

外食業分野において就労する外国人が働きやすい環境を整備するため、就労を希望する外国人材及び外国人の受入れを希望する外食業事業者に対する相談窓口を設置しています。無料で相談を受け付けますので、制度等について、不明な点があれば以下の専用回線又はメールでお問い合わせください。

特定技能外国人材制度相談窓口 [特設 Web ページはこちら](#) [外部リンク(株式会社 JTB)] ※相談窓口は、農林水産省の補助事業で株式会社 JTB が運営しています。

専用回線:03-6630-8179

対応日時:10時00分～17時30分(土日・祝日・年末年始を除く)

メールアドレス: maff-gaikokujinzai@jtb.com

※メールでのお問い合わせの際には、必ず以下の項目・内容をご記載ください。

【件名】企業向け農林水産省特定技能外国人相談窓口問い合わせ

1.企業名 2.住所 3.電話番号 4.氏名(ふりがな) 5.受入れを検討している分野(※次よりご選択ください【飲食物品製造業／外食業／その他】) 6.お問い合わせ内容

3 協議会加入申請手続きについて

(1) 協議会ウェブサイトより加入申請

① 以下の URL にアクセスしてください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kyougikai.html>



～外食業分野において新たに一号特定技能外国人の受入れを予定している事業者の方へ～

外食業分野における特定技能1号の在留者数は、本年2月末現在で約4万6千人（速報値）となっており、本年5月頃に受入れ見込み数（受入れ上限5万人）を超えることが見込まれる状況です。
そのため農林水産省及び出入国管理庁は、本年4月13日に出入国管理及び難民認定法第7条の2第3項及び同条第4項に基づき、在留資格認定証明書の一時的な交付停止措置をとることとなりました。

食品産業特定技能協議会への加入申請については、上記の交付停止措置後も引き続き受け付ける予定ですが、審査には2～3か月を要する状況であり、加入証明書が発行された場合であっても受入れができない場合がありますので、ご注意ください。

詳細については、以下の外食業分野のウェブサイトをご確認ください。
外食業分野における外国人材の受入れについて

② 該当の加入申請フォームを選択

「特定技能所属機関（受入れ機関）」を選択してください。

2. 入会申請方法

【お知らせ】 New!

新規加入される事業者の皆様へ

加入申請ガイドブックを確認の上、ご申請ください。

	各分野の事業者の例	ガイドブック
特定技能所属機関（受入れ機関）で飲食料品製造業分野における申請の場合	肉加工、水産加工、缶詰、調味料、糖類、穀物、油脂、飲料等製造事業所、パン屋、ケーキ屋、スーパーマーケット等	加入申請ガイド 飲食料品製造業分野 (PDF: 3.533KB)
特定技能所属機関（受入れ機関）で外食業分野における申請の場合	食堂、レストラン、喫茶店、持ち帰り専門店、仕出し料理・弁当屋、配食サービス事業所、ケータリングサービス店、給食事業所等	加入申請ガイド 外食業分野 (PDF: 3.612KB)
登録支援機関で飲食料品製造業分野及び外食業分野の両分野における申請の場合	特定技能所属機関（受入れ機関）の加入申請等の支援をする機関 ※どちらかいずれかの分野を支援予定であっても、両分野での申請が必要となります	加入申請ガイド 登録支援機関 (PDF: 3.263KB)

【入会の流れ】

1. 該当する申請ガイドブックを必ずご一読ください。
2. 下の加入申請フォームに必要事項を入力の上、WEBで申請してください。
※加入申請フォームで入力後、送信確認の際に「必須項目が選択されていません」と表示される場合があります。このメッセージが表示された場合は加入申請フォームのページを更新のうえ、最新の加入申請フォームで入力してください。

⇒ 加入申請フォーム：特定技能所属機関（受入れ機関）

⇒ 加入申請フォーム：登録支援機関

「特定技能所属機関」を選択

③ フォームに入力

1. 特定産業分野（必須）

特定技能外国人が従事する（予定の）事業所について該当の特定産業分野をどちらか1つ選択してください。

- ☐ 飲食料品製造業分野
- ☒ 外食業分野

2. 日本標準産業分類（必須）

特定技能外国人が従事する（予定の）業種を選択してください（3つまで）。詳細はページ上の産業分類に関するリンクを参照してください。

- ☐ 0911 部分肉・冷凍肉製造業
- ☐ 0912 肉加工品製造業
- ☐ 0913 処理牛乳・乳飲料製造業
- ☐ 0914 乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）
- ☐ 0919 その他の畜産食料品製造業
- ☐ 0921 水産缶詰・瓶詰製造業
- ☐ 0922 海産加工業

2. 日本標準産業分類

外部リンク [000935534.pdf](#) をご参照ください。

一部省略

- ☒ 7611 食堂、レストラン（専門料理店を除く）
- ☐ 7621 日本料理店
- ☐ 7622 料亭
- ☐ 7623 中華料理店
- ☐ 7624 ラーメン店
- ☐ 7625 焼肉店
- ☐ 7629 その他の専門料理店
- ☐ 7631 そば・うどん店
- ☐ 7641 すし店
- ☐ 7651 酒場、ビアホール
- ☐ 7661 バー、キャバレー、ナイトクラブ
- ☐ 7671 喫茶店
- ☐ 7691 ハンバーガー店
- ☐ 7692 お好み焼・焼きそば・たこ焼店
- ☐ 7699 他に分類されない飲食店
- ☐ 7711 持ち帰り飲食サービス業（客の注文に応じその場で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所一例：持ち帰りすし店、持ち帰り弁当屋、移動販売（調理を行うもの）等）
- ☐ 7721 配達飲食サービス業（調理した飲食料品を客の求める場所に届ける事業所及び客の求める場所において調理した飲食料品を提供する事業所一例：宅配ピザ屋、仕出し料理・弁当屋、デリバリー専門店、ケータリングサービス店、配食サービス業等）
- ☐ 7731 施設給食業（学校や病院等の施設において、特定された多人数に対して、調理した飲食料品を継続的に提供する対事業所向けの事業所一例：給食センター、病院給食業、機内食提供サービス等）

3. 特定技能所属機関名

法人名もしくは個人事業主名をご入力ください。

※外食業分野の場合は、店舗単位ではなく、本社または個人事業主名での加入が可能です。ただしこの場合は、特定技能外国人の雇用管理や支援等の機能を 本社（本店）で担っていることが前提となります。

3. 特定技能所属機関名、又は特定技能外国人の受入れを予定する事業者名（受入れ機関名）（必須）

農林フード株式会社

4. 氏名（代表者）（必須）

役職名等は記入せず、名前のみ入力してください。

農林 太郎

4. 氏名（代表者）

法人の代表者および個人事業主のお名前をご入力ください。

5. 法人番号（13桁）（必須）

個人事業主の場合は、「無し」と入力してください。

1234567891023

5. 法人番号（13桁）

個人事業主の場合は、「無し」と入力してください。

6. 労働保険番号（14桁）（必須）

労働保険番号がない場合は、雇用後入力を入力してください。

12345678910234

6. 労働保険番号

これまで雇用がない場合は、「雇用後加入予定」とご入力ください。

7. 企業規模（必須） ☐ 1～5人 ☐ 6～20人 ☒ 21～50人 ☐ 51～100人 ☐ 101～300人 ☐ 301人以上	7.企業規模 アルバイト・パートを含め法人または個人事業主全体で雇用している従業員数をご入力ください。
8. 郵便番号（必須） 100-8950	8.9.10. 所在地 3で入力した事業者名の住所を入力してください。 個人事業主の場合、住民票住所を入力してください。
9. 都道府県（必須） 東京都	
10. 住所（市区町村以下）（必須） 都道府県名は再度入力しないでください。 千代田区霞が関 1 - 2 - 1	
11. 氏名（ご連絡窓口の担当者）（必須） 農林 太郎	11.12.13 ご担当者様の氏名・電話番号・メールアドレスをご入力ください。 なお、メールアドレスは入力間違いのないようご注意ください。
12. 電話番号（ご連絡窓口の担当者）（必須） 03-6744-2397	
13. メールアドレス（ご連絡窓口の担当者）（必須） nourintaro@maff.go.jp	
14. メールアドレス（ご連絡窓口の担当者）（確認）（必須） 確認のため、もう一度入力してください。 nourintaro@maff.go.jp	16.就労先事業所住所 必ず、外国人が従事する予定の就労先事業所をご記載ください。 複数ある場合は、すべてご記載ください。 なお、後日メールにて営業許可証をご提出いただく際は、本欄にご記載いただいた該当店舗の営業許可証をお送りください。
15. 特定技能外国人が就労する（予定の）事業者のホームページURL（必須） ホームページを有していない場合は、「無し」と入力してください。 http://...	
16. 外国人就労先の事業所所在地、工場名、店舗名（必須） 飲食品製造業分野は、複数事業所の記載はできません。 農林フード株式会社〇〇店 農林フード株式会社△△店	
17. 上記の事業所は稼働していますか。（必須） 稼働していない場合、協議会申請は可能ですが、協議会加入にかかる審査は、稼働後の ☒ はい ☐ いいえ	17.稼働について 稼働前は事業実態を確認することができませんので、協議会に加入できません。稼働後に申請をしてください。
18. 出入国在留管理庁へ在留諸申請を行う予定の年月（必須） 上記の特定技能外国人を受入れている場合は、入管に在留諸申請を行った過去の年月を入力してください。 2026年 8月	19.規約の同意 協議会規約、入会規程を必ずご一読願います。
19. 食品産業特定技能協議会規約の内容について同意します。（必須） ☒ はい	

送信確認 リセット



食品産業特定技能協議会 加入申請フォーム（特定技能所属機関）

この内容で送信を行ってもよろしいですか？

1. 特定産業分野	外食業分野
2. 日本標準産業分類	7611 食堂, レストラン（専門料理店を除く）
3. 特定技能所属機関名、又は特定技能外国人の受入れを予定する事業者名（受入れ機関名）	農林フード株式会社
4. 氏名（代表者）	農林 太郎
5. 法人番号（13桁）	1234567891023
6. 労働保険番号（14桁）	12345678910234
7. 企業規模	21～50人
8. 郵便番号	100-8950
9. 都道府県	東京都
10. 住所（市区町村以下）	千代田区霞が関1-2-1
11. 氏名（ご連絡窓口の担当者）	農林 太郎
12. 電話番号（ご連絡窓口の担当者）	03-6744-2397
13. メールアドレス（ご連絡窓口の担当者）	nourintaro@maff.go.jp
15. 特定技能外国人が就労する（予定の）事業者のホームページURL	http://...
16. 受入れの特定技能外国人の在留カード番号と有効年月日、国籍、氏名（アルファベット表記）、就労先事業所所在地（住所の入力、及び工場名・店舗名なども併せて入力） ※特定技能外国人を受入れる前の場合は、「受入れ前」と入力し、就労予定の事業所所在地（住所、工場名・店舗名）のみ記載してください。	農林フード株式会社〇〇店 農林フード株式会社△△店
17. 上記の、受入れをしている外国人は、全て「特定技能」の在留資格を取得していますか。	はい
18. 出入国在留管理庁へ在留諸申請を行う予定の年月	2026年8月
19. 食品産業特定技能協議会規約の内容について同意します。	はい

「送信」をクリック

後日の確認のため、上記画面をスクリーンショット等で保存しておくことをお勧めします。

食品産業特定技能協議会 加入申請フォーム（特定技能所属機関）

協議会への入会フォームを受領しました。
後ほどお送りするメール※に記載の『特定技能外国人の受入れに関する誓約書』等、各種書類を送付してください。
受領後、入会審査を行います。
（通常、審査には2～3ヶ月をいただいております。）

[農林水産省トップページへ](#)

協議会より、約1～2営業日後にご担当者様のメールアドレス宛にメールをお送りします。
1週間以上経過してもメールが届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認のうえ、それでも届いていない場合は協議会までご連絡ください。

(2) 協議会からのメール受領から必要書類の提出まで

① 必要書類のご提出

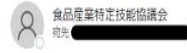
必要書類のご提出につきましては、事務局よりメールにてご案内いたします。

P.11の「提出書類チェックリスト」をご確認の上、必要書類を添付してご返信くださいますようお願いいたします。

② ご申請情報の確認

入力内容の誤り、必要書類の不備、その他申請内容を確認するため、事務局よりメールにて問い合わせする場合がございますので、内容をご確認の上、誤りがないように注意し、速やかなご対応をお願いいたします。

2056789 農林フード株式会社様 食品産業特定技能協議会入会申請受領。誓約書等を送付してください。



※メールを送りする際は、上記のメール件名を変更せずにお送りください。

2056789 農林フード株式会社 ご担当者様
(本メールは、加入申請をいただいた事業所様へ同一内容のメールをお送りしております。)

この度は、加入申請をいただき、誠にありがとうございます。
協議会ウェブサイトより、加入申請を受領いたしました。

以下の手順に従い、必要書類をご提出ください。

1. 協議会のウェブサイトへアクセスしてください。
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kyougikai.html>
2. ウェブサイト内「2. 入会申請方法」より、該当する加入申請ガイドをご一読のうえ、必要書類をご準備ください。
3. 必要書類のデータをPDF形式に変換し、容量を可能な限り小さくしたうえで、本メールに添付し、返信してください。
4. 協議会へご返信いただく際は、メールの件名を変更しないようお願いいたします。
(件名を変更された場合、審査に大幅な遅れが生じますのでご注意ください。)

【注意事項】

- 貴社からの書類を受領後、審査を開始いたします。
- 書類に不備等があった場合は、メールにてご連絡いたしますので、速やかに対応をお願いいたします。
- 審査の結果、承認となった場合は、PDF形式の「加入証」をメールにてお送りします。
- 審査結果のご案内までには、誓約書等の書類提出後、2～3か月程度お時間を要します。
- 書類提出後2カ月未満の進捗状況に関するお電話でのお問い合わせには対応しておりません。あらかじめご了承ください。

食品産業特定技能協議会事務局（農林水産省 新事業・国際グループ）
0570-031574（ナビダイヤル） 平日 10:00～12:00、13:00～17:00

③ 提出書類チェックリスト

チェック	提出書類チェックリスト
☐ ※必須	(ア) 外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 (分野参考様式 14-1 様式) 協議会ホームページからダウンロードできます。 PDF: kyougikai-166 WORD: kyougikai-18.docx
☐ ※必須	(イ) 外国人就労先店舗の営業許可証 (加入申請フォーム 16 番に記載した特定技能外国人の就労先事業所の営業許可証) ※P.10のチェック項目を必ずご確認ください
☐ ※必須	(ウ) 特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範に係る誓約書 (食品産業特定技能協議会規約 別紙様式) 必ず、行動規範をご一読いただきますようお願いします。 PDF: kyougikai-223 WORD: kyougikai-19.docx
☐	宿泊業者のみご対応ください ➤ 必ず P.13～14をご一読ください。 ➤ P.13に記載されている設問1において、風営法の許可を受けていない事業者は、メール本文に「風営法の許可を受けていない」旨を明記し、上記書類を添付してください。 ➤ 風営法の許可を受けている場合は、【追加書類】を添付してください。

～書類提出に関して以下の内容にご注意ください～

- ご返信の際は、**メールの件名は変更せず**にお送りください。
※件名を変更された場合、審査に時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 協議会からは、書類受領に関するメールはお送りしておりません。
書類に不備や追加の確認事項がある場合にのみ、追ってご連絡いたします。
審査に問題がない場合は、そのまま協議会加入証をメールにてお送りいたします。
- 書類のご提出をもって審査開始となります。
審査完了までは、**書類提出後おおむね2～3か月**を要しますので、ご承知おきください。
- **書類提出後2カ月未満の進捗状況に関するお問い合わせ(お電話を含む)は何卒お控えください。**

④ 書類の準備

(ア) 誓約書(分野参考様式 14-1 様式)の書き方

※誓約書は、企業が特定技能外国人を受け入れる際に、誓約していただく書類です。

必ず、所属機関のご担当者様はご一読いただきますようお願いいたします。

[kyougikai-18.docx](#) からダウンロードできます。

1 枚目

分野参考様式第 14-1 号 (特定技能所属機関)

外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住所
特定技能外国人
氏名
性別
国籍・地域
生年月日

特定技能所属機関

加入申請フォームに入力した3(所属機関)および、9.10(所在地)を記入してください。(※P.4)

記

外食業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、

【誓約事項】

1. 特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第145号)の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を以下の所に就労させること。

(1) 客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の飲食料品をその場で飲食させる飲食サービス業(例:食堂、レストラン、料理店等の飲食店、喫茶店等)

(2) 飲食することを目的とした設備を事業所内に有さず、客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する持ち帰り飲食サービス業(例:持ち帰り専門店等)

(3) 客の注文に応じ、事業所内で調理した飲食料品を客の求める場所に届ける配達飲食サービス業(例:フードデリバリー等)

特定技能外国人

雇用が決まっていない場合は未記入のままご提出してください。

2 枚目

(3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

12. 特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージを予め設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること

13. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

作成責任者

年 月 日

作成年月日:作成した日付を記入してください。

作成責任者:代表者様またはご担当者様名をご記入ください。

押印は必要ありません。

(イ) 営業許可証について

以下の点を必ずご確認ください、添付してください。

※営業許可証は都道府県ごとに書式が異なります。

許可番号: 福博[REDACTED]
整理番号: [REDACTED]

営 業 許 可 証

営 業 者 住 所 福岡県福岡市東区[REDACTED]

営 業 者 氏 名 [REDACTED]

(法人の場合は、その名称及び住所)

営業者住所・氏名

- ✓ 加入申請フォームに入力した「3番(所属機関)」および「9番・10番(所在地)」と同一でしょうか。
- ✓ 変更や承継等がある場合は、保健所へ届出を行っていることが確認できる資料を添付してください。

令和5年10月23日 付けで申請のあった営業については、
食品衛生法第55条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可年月日: 令和6年6月24日

福岡市博多保健所長 [REDACTED]



記

1. 営業の所在地 福岡県福岡市博多区[REDACTED]

2. 営業の種類 ① 飲食店営業

3. 営業所の名称
屋号又は商号 [REDACTED]

4. 有効期間 令和6年6月24日 から 令和12年6月30日 まで

5. 備考

営業の所在地と営業所の名称

- ✓ 外国人の就労先事業所と同一でしょうか。
- ✓ 加入申請フォームの16番に記載した内容と同一でしょうか。

営業の種類

- ✓ 外食業分野に該当する種類でしょうか。

有効期限

- ✓ 有効期限内でしょうか。期限が失効している場合は、更新後の証明書を添付してください。

営業許可証を取得していないケースについて

◆ 医療・福祉施設の場合

→ 集団給食施設の届出の控え等、給食を製造していることが確認できる書類を添付してください。

◆ 店舗運営の業務を受託している場合

→ 業務委託契約書を添付してください。

◆ フランチャイズ経営で、名義がフランチャイザーの場合

→ 営業許可証を添付し、フランチャイズ契約書を添付してください。

◆ テナント等において、賃貸人が一括して営業許可証を取得しているケース（空港やショッピングモール）

→ 賃貸借契約書をご提出してください。

◆ 開業前

→ 開業前は協議会に加入いただくことはできません。開業後に申請をお願いします。

◆ 以前、保健所から取得不要と言われた場合

→ 再度、管轄の保健所にお問合せいただき、現時点においても営業許可証が不要な事業所であるかをご確認ください。また、許可証が不要である理由および保健所名、担当者名についてメール本文にご記載ください。

◆ 上記以外のケース

→ メール本文に理由を記載してください。

(ウ) 行動規範に係る誓約書の書き方

※誓約書は、企業が特定技能外国人を受け入れる際に、誓約していただく書類です。

必ず、行動規範をご一読いただきますようお願いいたします。

(別紙様式)

特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動 規範に係る誓約書

食品産業特定技能協議会会長殿

記

当社（事業所）は、貴協議会が定めた「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」（以下「行動規範」という。）を確認し、その内容を十分に理解しました。

特定技能外国人を受け入れるに当たっては、行動規範に従い、記載事項を遵守することを誓約いたします。

万が一、行動規範に違反する行為を行ったことにより協議会から除名処分を受けた場合には、当該処分を厳粛に受け止め、異議を申し立てることはありません。

作成日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

特定技能所属機関

（企業名）

（事業所名）

代表者

（役職）

（氏名）

外食業分野は、
法人（個人）で1枚の提出です。

以上

食品産業特定技能協議会規約及び入会規程の改正について

食品産業特定技能協議会では、このたび協議会規約及び協議会入会規程を改正しました。
協議会への加入に当たっては、必ず以下の資料をご一読いただきますようお願いいたします。

協議会規約（令和8年6月30日改正）[kyougikai-228.pdf](#)

協議会入会規程（同上）[kyougikai-229.pdf](#)

●行動規範について

「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」を策定しております。誓約書を作成の際はご一読ください。[kyougikai-220.pdf](#)

※規約改正に伴い、令和8年9月1日以降に加入申請に係る書類を提出する事業者については、行動規範に係る誓約書をご提出くださいますようお願いいたします。

(3) ～宿泊業者の皆様へ～ 必ずご一読ください

外食業分野の特定技能外国人を受け入れるにあたり以下の質問にお答えください。

1. 外国人受け入れる予定の事業所で風営法の許可を受けていますでしょうか。

はい ・ いいえ

(虚偽の申告、各種法令・規約又は入会時の誓約内容に違反したときは協議会入会規定により除名処分となります。)

2. 上記1が「いいえ」の場合、メール本文に「**風営法の許可を受けていない**」旨を明記し、誓約書14-1号様式と飲食店の営業許可証を添付し、ご返信ください。

3. 上記1が「はい」の場合、以下の内容をご確認の上、【追加書類】をご提出ください。

令和7年5月30日付にて食品産業特定技能協議会規約及び食品産業特定技能協議会入会規程が一部改正となりました。

■食品産業特定技能協議会入会規程

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/attach/pdf/kyougikai-152.pdf>

なお、風営法の許可を受けた旅館・ホテルにおいて外食業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、特定技能外国人に接待を行わせないことの確実な履行を図るため、以下の項目を実施していただく必要がございます。

【参考】農林水産省告示第585号(令和7年5月30日付け)、運用要領、運用要領(別冊)につきましてもご確認ください。

- A) 特定技能外国人からの相談に対応するための体制の整備
- B) 業界団体が作成した接待防止マニュアルのひな形を基にした接待防止マニュアルの作成
(全旅連のウェブサイトに掲載されています)
- C) 特定技能外国人に接待を行わせないことや、接待防止マニュアルにより、接待の防止に関する説明を行うことなどを内容とする誓約書の作成
- D) 食品産業特定技能協議会へ B) の接待防止マニュアル及び C) の誓約書の提出等

【追加書類】誓約書(14-1号様式)と飲食店営業許可書と併せて、次の書類を添付してください。

- 1. 接待防止マニュアル(業界団体が作成したマニュアルのひな形を基に作成が必要になります) ひな形 **【最終】接待防止マニュアル(ひな形).docx**

II. 食品産業特定技能協議会入会規定別紙2の誓約書

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/attach/pdf/kyougikai-154.pdf>

III. 旅館業法の旅館・ホテル営業に係る「営業許可証」の写し

IV. 風営法の風俗営業に係る「営業許可証」の写し

【参考】

運用方針

[gaikokujinzai-109.pdf](#)

農林水産省告示第 585 号(令和7年5月 30 日付け)

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001440216.pdf>

運用要領

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001439995.pdf>

運用要領(別冊)

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001440234.pdf>

4 加入証発行について

(1) 加入証の送付

審査で承認となった後、協議会加入証を PDF にて登録いただいたご担当者様のメールアドレスにお送りします。
(※郵送ではお送りしていません。)

【重要!】加入された皆様へのお願い

- 加入証は今後の特定技能外国人の新規受入時および在留期間更新時に必要となる大変重要な書類になりますので、大切に保管いただき、**ご担当者様に変更となる場合は確実な引継ぎをお願いいたします。**
- 万が一、加入証を紛失された場合は、「履歴事項全部証明書」および「営業許可証」を添付のうえ、ご担当者様のお名前・電話番号・メールアドレスをメール本文にご記載いただき、協議会のメールアドレスまでお送りください。なお、再発行には約 1 か月程度のお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

(2) 登録内容の変更

社名・所在地・代表者・担当者等に変更が生じた際は、速やかに協議会までご連絡ください。

メール本文に変更内容を記載のうえ、「協議会加入証」および「履歴事項全部証明書」を添付し、協議会メールアドレス宛にお送りください。

協議会メールアドレス: kyougikai_1★maff.go.jp

(メール送信の際は、★を@に置き換えて送信してください)

(3) 受入れ分野の追加

既に外食業分野において協議会構成員となっている場合であっても、飲食料品製造業分野において外国人を受け入れる際には、加入申請フォームから新規の手続きが必要となります。

外食業分野の申請とは異なりますので、飲食料品製造業分野の申請ガイドをご確認のうえ、協議会のウェブページから申請してください。

5 FAQ

よくある質問 食品産業特定技能協議会について [kyougikai-124.pdf](#)

6 お問い合わせ先

電話でのお問合せ

- 分野該当性、事業所要件等の確認、特定技能制度全般に関するお問合せ

特定技能外国人材制度相談窓口（無料） 専用回線：03-6630-8179

対応日時：10時00分～17時30分（土日・祝日・年末年始を除く）

- 審査に関するお問合せ

※審査を早めるよう求めるご依頼および書類提出後2か月未満の進捗状況に関するお問い合わせは、お控えください。お問い合わせいただいても、お答えいたしかねます。

食品産業特定技能協議会 ナビダイヤル TEL 0570-031574

対応日時：10時00分～17時00分（土日・祝日・年末年始を除く）